

I 総括

1 計画処理区域の面積及び人口

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととなっており、県内の全市町（14市9町）（平成30年3月31日現在）が一般廃棄物処理計画を定め、区内全域を計画処理区域としている。

広島県（以下、「本県」という。）における計画処理区域の面積及び人口は、表1-1のとおりである。

表1-1 計画処理区域の面積及び人口

（平成30年10月1日現在）

面積	人口 （内 外国人人口）
8,479.81 km ²	2,840,143人 （ 49,799人 ）

※平成24年度から外国人住民について、住民基本台帳制度の対象となったため人口に外国人住民も含まれている。

2 処理体制

本県における市町のごみ及びし尿の処理体制は、表1-2のとおりである。

表1-2 本県の処理体制（平成30年度）

市町名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理	単独処理	単独処理（一部安芸地区衛生施設管理組合）
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
三原市	単独処理	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
尾道市	単独処理	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理
三次市	単独処理	単独処理	単独処理
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理
大竹市	単独処理	単独処理	単独処理
東広島市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理（呉市で焼却）	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	単独処理（広島市で焼却）	単独処理	単独処理（広島市で処理）
北広島町	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
大崎上島町	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
世羅町	単独処理（三原市で焼却）	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

なお、広島市は安芸太田町から可燃ごみ及びし尿の処理を受託している。また、呉市は、江田島市から可燃ごみの処理を、愛媛県今治市から旧関前村区域に係るごみの処理を受託している。さらに、大竹市は、山口県和木町からし尿処理を受託している。

3 収集及び処理状況

(1) 処理状況

平成 30 年度の県内の市町及び一部事務組合における廃棄物の処理状況は、表 1 - 3 のとおりである。

県内におけるごみの収集量は 829,430t で、処理施設等への直接搬入量は 78,839t で、合計すると 908,269t である。県外からの受託量は 101t であり、処理量の合計は 910,140t である。(計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。)

県内におけるし尿の収集量は 627,871k1 で、これに県外からの受託量 401k1 を加えた処理量は 628,272k1 である。

なお、一般廃棄物処理事業の概況は環境省一般廃棄物処理実態調査(平成 30 年度調査結果)を基に作成しているが、可能な限り平成 30 年 7 月豪雨の影響を除くため、一部数値を補正している。そのため、公表された数値と一致しない場合がある。

表 1 - 3 ごみ及びし尿の処理状況(平成 30 年度)

区分	収 集 量	直接搬入量	排出量合計	県外からの受託	処 理 量
ごみ(単位:t)	829,430	78,839	908,269	101	910,140
し尿(単位:k1)	627,871	—	627,871	401	628,272

(2) 処理量の推移

ごみ及びし尿の処理量の推移は、表 1 - 4 のとおりである。

平成 30 年度は前年度に比べ、ごみ処理量は 0.39%増加し、し尿処理量は 2.14%減少した。

表 1 - 4 ごみ及びし尿の処理量の推移(平成 26 年度～平成 30 年度)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
ごみ(単位:t)	919,935	921,981	905,798	906,605	910,140
し尿(単位:k1)	655,328	661,034	649,088	642,035	628,272

(注) 数値は県外からの受託分を含む。

詳細については、「Ⅱ ごみ」及び「Ⅲ し尿」の章において示す。

4 処理事業経費

(1) 歳出状況

県内の市町及び一部事務組合における平成30年度の廃棄物処理事業経費は、表1-5のとおりである。

歳出状況は、ごみが50,408,247千円、し尿が6,006,341千円で、合わせて56,414,588千円である。

表1-5 廃棄物処理事業の歳出状況（平成30年度）

（単位：千円）

歳出		ごみ	し尿		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	196,560	984	
		中間処理施設	12,576,165	1,029,630	
		最終処分場	2,559,232	32,832	
		その他	4,836	0	
	調査費		54,732	17,837	
	（組合分担金）		7,153	552	
	小計		15,398,678	1,081,835	
┆ 分担金除く		15,391,525	1,081,283		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	2,353,698	408,058	
		技能職	収集運搬	3,408,838	115,667
			中間処理	863,103	170,042
			最終処分	240,901	0
	処理費	収集運搬費	1,222,680	79,133	
		中間処理費	6,283,662	947,884	
		最終処分費	450,946	302,512	
	車両等購入費		81,394	0	
	委託費	収集運搬費	7,462,415	1,295,709	
		中間処理費	10,491,950	1,246,596	
		最終処分費	674,411	67,305	
		その他	590,400	65,014	
	（組合分担金）		3,321,022	994,217	
	調査研究費		19,173	4,067	
小計		37,464,593	5,696,204		
┆ 分担金除く		34,143,571	4,701,987		
その他		873,151	223,071		
合計		53,736,422	7,001,110		
┆ 分担金除く		50,408,247	6,006,341		

(注) 1 組合分担金とは、廃棄物処理に関して構成市町が当該の事務組合に支払う負担金をいう。この分については一部事務組合における事業経費として各項目に分類算入されている。従って、廃棄物処理経費を算出する場合には、組合分担金を除く必要がある。

2 「その他」とは、ボランティア清掃で使用するごみ袋代や、町内会が設置するごみステーションの設置補助など、他の項目に属さないものをいう。

(2) 処理経費

ごみ 1 t 当たりの処理経費は 37,404 円/t, し尿 1 kl 当たりの処理経費は 7,477 円/kl で, それぞれの推移は, 表 1-6 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1 t 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{l} \text{ごみの処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 34,143,571 \text{ 千円} \quad \quad \quad - \quad \quad 100,567 \text{ 千円} \end{array}}{\text{ごみの処理量} \quad 910,140 \text{ t}} \\ \\ \text{し尿 1 kl 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{l} \text{し尿の処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 4,701,987 \text{ 千円} \quad \quad \quad - \quad \quad 4,067 \text{ 千円} \end{array}}{\text{し尿の処理量} \quad 628,272 \text{ kl}} \end{aligned}$$

表 1-6 ごみ及びし尿の単位当たりの処理経費の推移 (平成 26 年度～平成 30 年度)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	全国平均 (平成30年度)
ごみ 1 t 当たりの 処理経費 (円/t)	39,079	36,109	37,078	37,882	37,404	37,414
し尿 1 kl 当たりの 処理経費 (円/kl)	7,362	7,340	7,301	7,324	7,477	8,374

平成 30 年度におけるごみ 1 t 当たりの処理経費は前年度より減少し, し尿 1 kl 当たりの処理経費は前年度よりも増加した。

(3) 事業経費

ごみ 1 t 当たりの事業経費は 55,385 円/t, し尿 1 kl 当たりの事業経費は 9,560 円/kl で, それぞれの推移は, 表 1-7 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1 t 当たりの事業経費} &= \frac{\text{ごみの事業経費(分担金を除く)} \quad 50,408,247 \text{ 千円}}{\text{ごみの処理量} \quad 910,140 \text{ t}} \\ \\ \text{し尿 1 kl 当たりの事業経費} &= \frac{\text{し尿の事業経費(分担金を除く)} \quad 6,006,341 \text{ 千円}}{\text{し尿の処理量} \quad 628,272 \text{ kl}} \end{aligned}$$

表 1-7 ごみ及びし尿の単位当たりの事業経費の推移 (平成 26 年度～平成 30 年度)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	全国平均 (平成30年度)
ごみ 1 t 当たりの 事業経費 (円/t)	45,124	40,768	46,034	50,095	55,385	51,321
し尿 1 kl 当たりの 事業経費 (円/kl)	8,491	8,148	8,821	9,292	9,560	10,705

平成 30 年度のごみ 1 t 当たりの事業経費及びし尿 1 kl 当たりの事業経費は前年度よりも増加した。
今後, ごみの事業経費は老朽化した施設の更新や改良等に伴い増大すると考えられる。

5 廃棄物処理事業従事職員

本県の一般廃棄物処理事業の職員数は、表1-8のとおりである。

廃棄物処理事業従事職員数は986人である、そのうち、ごみ処理事業に従事している職員は881人、し尿処理事業に従事している職員は105人である。

一般廃棄物処理事業にかかわる職員数の推移は、表1-9のとおりである。

表1-8 一般廃棄物処理事業の職員数（平成30年度）

（単位：人）

区 分	ご み			し 尿			合 計		
	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計
市	430	395	825	46	29	75	476	424	900
町	13	8	21	4	7	11	17	15	32
一部事務組合	31	4	35	19	0	19	50	4	54
計	474	407	881	69	36	105	543	443	986

表1-9 一般廃棄物処理事業の職員数の推移（平成26年度～平成30年度）

（単位：人）

年 度 区 分	26	27	28	29	30
一 般 職	529	553	554	550	543
技 能 職	552	500	478	474	443
計	1,081	1,053	1,032	1,024	986